平成２２年（フ）第９５７号
大阪府大東市北条１丁目22番46号
債務者　小林　　恵
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６０号
大阪市港区市岡３丁目６番12号
債務者　佐藤　千恵
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７７号
大阪市東淀川区菅原３丁目５番３―103号
債務者　古謝　忠利
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０７７号
大阪府貝塚市永吉７番地、前住所大阪府貝塚市永吉６番地の18ラッキービレッジ101号
債務者　小野　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２１６号
大阪府貝塚市名越1268番地の２、住民票上の住所大阪府貝塚市森824番地１棟208号
債務者　山本　秀樹
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
大阪府泉佐野市中町３丁目４番23―105号、前住所大阪府泉佐野市松原３丁目２番４―303号
債務者　里村さおり
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
大阪府泉南市樽井８丁目14番13―203号
債務者　大橋　良子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
大阪府貝塚市麻生中423番地１パレ・プルミエール302号
債務者　青木　健至
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
大阪府泉佐野市笠松２丁目１番57号
債務者　美﨑　寿子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
大阪府阪南市鳥取148番地の１―203号
債務者　上野山定一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
大阪府岸和田市西大路町119番地の34
債務者　小出　　忍
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
大阪府岸和田市南町56番16号
債務者　角野三枝子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
大阪府岸和田市作才町1091番地メゾンファミール302号
債務者　川上　竜彦
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
大阪府岸和田市池尻町455番地の３
債務者　上田　明久
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
大阪府貝塚市堤362番地12
債務者　菅原　由充
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
大阪府岸和田市作才町1254番地ロニヨン505号、前住所大阪府貝塚市加治37番地７―302号
債務者　三浦　一夫
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
大阪府貝塚市堀１丁目29番13号
債務者　崎村　邦子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
大阪府泉南郡熊取町長池１番11―205号
債務者　阿部　　孝
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係